青森市環境教育等に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者等)

- 第2条 体験の機会の場の認定の申請を行うことができる者は、土地又は建物(当該土地又は建物の全部が青森市内に所在している場合に限る。)の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者であって、当該土地又は建物を体験の機会の場として提供するものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。
 - (1) 法第20条第4項に規定する者
 - (2) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
- 3 第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第9条第1項に規定する申請書に同条 第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市 長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を市が所有する公簿により確認でき るときは、当該書類の添付を省略させるものとする。

(現地調査)

第3条 市長は、前条第3項の申請があったときは、法第20条第1項の認定をするに当たり必要な現地調査を行うことができる。

(体験の機会の場の認定等)

- 第4条 市長は、第2条第3項の申請書の審査及び前条の現地調査の結果に基づき、体験の機会の場で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の認定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により認定した場合は体験の機会の場の認定通知書(様式第1号) により、認定しない場合は体験の機会の場の不認定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更等の届出)

第5条 法第20条第8項の規定による変更の届出をしようとする者は、省令第10条に 規定する届出書に当該変更に係る省令第9条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提 出しなければならない。この場合において、市長は、同項各号に掲げる書類により証明す べき事実を市が所有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させるも のとする。

(認定の有効期間)

第6条 第4条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲において市長が定めるものとする。

(有効期間の更新)

- 第7条 法第20条の2第2項の有効期間の更新(以下「更新」という。)を受けようとする者は、有効期間の満了の日の30日前までに申請しなければならないものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地 調査を行い、更新の可否を決定し、更新することを決定した場合は認定体験の機会の場更 新決定通知書(様式第3号)により、更新しないことを決定した場合は認定体験の機会の 場不更新決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

(運営状況の報告)

- 第8条 法第20条第8項に規定する認定民間団体等(以下「認定民間団体等」という。) は、法第20条の4第1項の規定により、年度ごとに、省令第12条第1項に規定する報告書を、当該事業終了の日(法第20条第8項の規定により体験の機会の場の提供を行わなくなったとき又は法第20条の6の規定により認定を取り消されたときは、当該日)から起算して3ヶ月以内に市長に提出するものとする。
- 2 省令第12条第2項の規定により市長が定める期間は、事業の態様その他の事情を勘 案して、別に定める。

(事故等の報告)

第9条 認定民間団体等は、提供する体験の機会の場において事業の参加者及び実施者に 事故等が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 法第20条の6第2項の規定による通知は、体験の機会の場の認定取消通知書 (様式第5号)により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、体験の機会の場の認定について必要な事項は、別に定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成29年9月28日から実施する。

(申請者氏名) 様

青 森 市 長

体験の機会の場の認定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第1項の認定をしたので、同条第6項の規定により通知します。

1 体験の機会の場の 名称及び所在地	
2 体験の機会の場で 行う環境保全の意欲の 増進に関する事業の内 容	
3 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

<留意事項>

- 1 認定に係る体験の機会の場で行う事業について、年度ごとに当該事業の実施状況及び 当該事業に係る収支決算の報告を行うこと。(当該事業終了後3ヶ月以内)
- 2 上記認定内容を変更したとき、又は体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、変更した日又は提供を行わなくなった日から起算して30日以内に青森市長あてにその旨を届け出ること。

(申請者氏名) 様

青 森 市 長

体験の機会の場の不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の 取組の促進に関する法律第20条第7項の規定により、同条第1項各号に掲げる要件に適 合しないことを通知します。

記

1 体験の機会の場の 名称及び所在地	
2 理由	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、青森市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、青森市を被告として(青森市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することできます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

(申請者氏名) 様

青 森 市 長

認定体験の機会の場更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定体験の機会の場の有効期間について、青森市環境 教育等に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定により、更 新することを決定したので、次のとおり通知します。

1 申請者氏名又は名								
称及び住所(法人その								
他の団体の場合は代表								
者氏名)								
2 体験の機会の場の名称及び所在地								
3 体験の機会の場で								
行う環境保全の意欲に								
増進に関する事業の内								
容								
3 有効期間	年	月	日から	年	月	日まで		

<留意事項>

- 1 認定に係る体験の機会の場で行う事業について、年度ごとに当該事業の実施状況及び 当該事業に係る収支決算の報告を行うこと。(当該事業終了後3ヶ月以内)
- 2 上記認定内容を変更したとき、又は体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、変更した日又は提供を行わなくなった日から起算して30日以内に青森市長あてにその旨を届け出ること。

(申請者氏名) 様

青 森 市 長

認定体験の機会の場不更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定体験の機会の場の有効期間について、青森市環境教育等に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定により、更新しないことを決定したので、次のとおり通知します。

記

1 体験の機会の場の	
名称及び所在地	
2 理由	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、青森市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 ヶ月以内に、青森市を被告として(青森市長が被告の代表者となります。)、提起する ことができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することできます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合にあっては、その 審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合 は、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当 な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経 過した後であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場 合があります。

(申請者氏名) 様

青 森 市 長

体験の機会の場の認定取消通知書

年 月 日付けで認定した体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定により、当該認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 名和	体験の機会の場の 你及び所在地						
2	取消日	年	月	日			
3	取消しの理由						

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、青森市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、青森市を被告として(青森市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することできます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合にあっては、その 審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合 は、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当 な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経 過した後であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場 合があります。